

量水器（φ75 電子式等）購入仕様書

1. 物品名称及び数量

たて型軸流羽根車電子式量水器（新品）及び隔測器（10mコード付）
はん用（統一型） 鉛レス銅合金製 **φ75** （伸縮補足管付） **8台**

※「たて型軸流羽根車電子式量水器（はん用（統一型）鉛レス銅合金製）」は「電磁式量水器」に代替することができるが、その場合は見積書にその旨を記載すること。

2. 購入物品の特質等

- (1) JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）
その他、関連する関係法規及び適用規格等に適合するもの。

- (2) 量水器の計量特性は、次のとおりとする。

項目	数値
計量範囲（Q3/Q1）	100（以上）
定格最大流量（Q3）	63 m ³ （以上）
転移流量（Q2）	1.0 m ³ （以下）
定格最小流量（Q1）	0.63 m ³ （以下）

- (3) 最大表示量は 999,999 m³、最小目量は 0.001 m³とすること。
また、納入時に、隔測器の桁数を報告すること。
- (4) 量水器本体及び伸縮補足管の塗装は、省略することができる。また、フタは青色とする。
ただし、ダクタイル鋳鉄製の伸縮補足管は、内外面エポキシ樹脂粉体塗装を施し、色は灰色とすること。
- (5) 両端は φ75 mm 上水フランジとし、各部寸法については従来型（たて型軸流羽根車量水器）との取替が可能であること。
- (6) 伸縮補足管流入口に、異物の流入を防ぐステンレス製のストレーナを設けること。
- (7) 量水器の積算表示は、液晶デジタル表示とし、液晶部は水分等の浸透を妨げる材質を使用し、水滴の付着によるくもり、電池切れの発生を防止すること。
- (8) 量水器本体及び隔測器は、同一メーカーのものとする。
- (9) 口径及び当センター指定の量水器番号を、本体、フタ及び収納ケースに表示すること。
ただし、量水器本体に表示できない場合は、本体に表示されている製造番号と当センター指定の量水器番号とを、紐づけできる資料を提出することとする。
- (10) 1回の納品で納入される量水器の検定有効年月は、すべて同一とすること。

3. 付属品について

量水器1台あたりの付属品は、下記のとおりとする。

- (1) ステンレス製フランジボルトナット 8本
(2) フランジパッキン(3mm厚)全面RF 2枚

4. 提出書類

提出書類は、下記のとおりとする。

(1) 納品書 1枚

(2) 量水器成績表（以下の項目を記載したもの） 1部（データ送付を可とする。）

接続する給水管の口径、型式承認番号、検定有効年月、試験水圧、量水器番号、器差等。
ただし、量水器番号及び器差以外は一括記載可。

(3) 量水器本体指示部のカラー写真（任意の1台で可、明瞭に撮影したもの） 1枚

5. 納入期限

令和8年7月31日（金）

6. 納入場所及び納入時の注意事項

(1) 納入場所は、八尾市光南町一丁目4番30号 八尾水道センターとする。

なお、納入しようとする日の1週間前までに必ず担当者に連絡のうえ協議すること。

(2) 物品の運搬及び搬入等に要する一切の機材、役務及び費用は受注者の負担とする。

(3) 納入時刻は、午前10時～正午又は午後1時～5時とする。

7. 保証等

下記に該当する場合は、納入者の責任において補修又は新品と交換するものとする。

(1) 納入後1年以内に、量水器そのものの瑕疵に基づく異常が生じた場合

(2) 電源装置は、交換不能な電池電源とし、通常使用状態において8年以上の間、量水器（隔測器を含む。）が正確かつ確実に機能しない場合

8. その他

(1) 納品に際して発生したゴミ等に関しては、受注者が処理、清掃をおこなうこと。

(2) 本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。

(3) 納品時、量水器交換時に回収した古い隔測器を、納品数と同数引き取ること。